

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

モバイル端末等機器賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約締結日から令和13年4月30日（水）まで

イ 借入物品の納入期限

令和8年3月19日（木）

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで（60月間）

ただし、令和8年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を（4）のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ （1）の物品に係る（4）のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で（1）に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で（2）に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、（ア）又は（イ）及び（ウ）の業種区分に登録されていること。

- (ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
- (イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営
- (ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月10日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ この公告に示した物品を1の（4）のイの納入期限までに1の（3）の納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のアからウまで及びキの要件を全て満たしていること。また、（1）のオの要件については、2者のうちいずれか1者が満たしている場合は、当該要件を満たすものとする。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が（ア）又は（イ）に登録されていること。

- (ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
- (イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

また、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年7月10日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

（1）の場所で令和7年7月4日（金）から同月9日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月19日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日（月）午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」、及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年7月22日（火）午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に12を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Mobile computer etc (Hardware, Software and Documents) , 1 set
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 22, July, 2025
- (3) Time-limit for submission of tenders: 2:00 PM, 19, August, 2025
Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 18, August 2025
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110